

西東京市公告

公共下水道事業計画の変更について

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項において準用する同条第1項の規定により公共下水道事業計画の変更をするので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり公告する。

なお、利害関係人は、公告の日から2週間以内に、西東京市長に対して意見書を提出することができる。

令和7年12月12日

西東京市長 池澤 隆史

1 事業計画の名称

西東京市公共下水道（荒川右岸東京流域下水道荒川右岸処理区関連）

2 事業計画の変更に係る予定処理区域

西東京市内全域

3 工事の着手年月日及び完成予定年月日

着手年月日 昭和49年1月18日

完成予定年月日 令和12年3月31日

4 意見書の提出先

西東京市中町一丁目6番8号

西東京市役所保谷東分庁舎1階 都市基盤部下水道課